（建設業附属寄宿舎規程の一部改正）

第五条　建設業附属寄宿舎規程（昭和四十二年労働省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（寄宿舎規則の届出）	（寄宿舎規則の届出）
第二条　（略）	**第二条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　法第九十五条第三項の規定による同意を証明する書面は、寄宿舎に寄宿する労働者（以下「寄宿労働者」という。）の過半数を代表する者の氏名を記載したものでなければならない。	3　法第九十五条第三項の規定による同意を証明する書面は、寄宿舎に寄宿する労働者（以下「寄宿労働者」という。）の過半数を代表する者の署名又は記名押印のあるものでなければならない。

別記様式中「㊞」を削る。

（賃金の支払の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（認定の申請）	（認定の申請）
第九条　（略）	**第九条**　（略）
2～4　（略）	2～4　（略）
5　第二項に規定する者が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して第二項の申請書を提出する場合には、当該申請書における申請者の氏名の記載については、厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年厚生労働省令第四十号）第六条第一項各号に掲げる措置のほか、当該申請者の氏名を電磁的記録（情報通信技術活用法第三条第七号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録することをもつて代えることができる。	（新設）